

庄原市における優良建設工事施工業者の認定制度について(お知らせ)

庄原市役所 管財課 契約係

庄原市においては、平成18年度より契約額が500万円以上の工事において工事成績評価を行い、工事品質の確保に努め、各建設工事業者においても努力いただいているところですが、このたび当市では「庄原市優良建設工事施工業者認定事務処理要領」を制定し、工事成績評価において優良であると認められる業者については、より多くの入札に参加できる資格が得られるよう定めています。

この制度の詳細については、下記のとおりです。

記

1. 対象となる工事

前年度に各社が施工し庄原市が引渡しを受けた、最終契約額500万円以上(価格は消費税及び地方消費税を含む。)の建設工事とします。

なお、認定は工種ごとに行いますが、建築一式工事につきましては、現在工事成績評価を行っていませんので、対象外とします。

2. 優良業者認定の条件

次の条件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 前年度において各工種の建設工事で、工事成績評価基準により評価された点数(以下「工事成績評価点」という。)において、82点以上のものが1つ以上あること。
- (2) 前年度において元請負人として、対象工種で2件以上の施工実績を有すること。
- (3) 対象工種における前年度での工事成績評価点の平均点が75点以上で、かつ65点未満の工事が無いこと。
- (4) 庄原市内に本社または支店・営業所を有すること
- (5) 前年度に、市の入札参加資格について、指名除外措置を受けていないこと。

3. 優良業者の取扱い

(1) B、C、Dランクの業者の場合

対象工種において、1等級上位の業者を対象にした入札への参加を可能とします。ただし対象工種において、各ランクにおける上限額の1.5倍を乗じた金額を参加の上限とします。

(2) Aランクの業者の場合

対象工種において、1等級下位の業者を対象とした入札への参加を可能とします。ただし対象工種において、Aランクにおける下限額の半額を参加の下限とします。

(3) 総合評価落札決定方式における評価項目について

総合評価落札決定方式による入札案件において、優良業者の認定状況が評価項目にある場合、各案件に表示している内容に応じて加点を行います。

4. 優良業者認定までの流れ

工事成績評定により、2の条件を満たす業者を毎年度末に確認し、この状況を翌年度の6月に庄原市建設業者等選定審査会の審査を経て決定します。

認定結果は通知書により、認定業者へ通知します。

5. 優良業者の有効期間

当該年度の7月1日から翌年度6月30日までとします。

例えば平成26年度の工事において、ある業者が条件を満たす場合、その状況を平成27年6月に審査し認定された場合、平成27年7月1日から平成28年6月30日まで優良業者として資格を有します。

ただし、有効期間中に庄原市建設業者指名除外基準要綱に基づき指名除外となった場合は、その日をもって有効期間は終了します。

6. 優良技術者の表彰

認定した優良業者の当該建設工事における施工管理を行った主任又は監理技術者については、優良技術者として庄原市より表彰を行います。

また総合評価落札決定方式による入札案件において、優良技術者表彰の状況が評価項目にある場合、この表彰を受けた者が当入札案件の主任技術者等として配置すれば、各案件に表示している内容に応じて加点を行います。

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

庄原市役所 管財課 契約係 TEL 0824-73-1203(直通)

E-Mail:kanzai@city.shobara.lg.jp